

4 対策の基本項目

本行動計画では、国行動計画に合わせ段階ごとに、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止¹²⁾」、「(5) 医療」、「(6) 予防接種」、「(7) 町民生活・町民経済の安定」の 7 つの分野ごとに対策を進める。これを踏まえ、本町における各項目に含まれる内容を以下に示す。具体的には各論で記載する。

(1) 実施体制

関係機関と連絡をとりながら、発生した事態やその後に発生が予測される事態に適切に対応するための体制を発生段階ごとに整理する。

(2) サーベイランス¹³⁾・情報収集

発生状況の把握及び対策を講じるために必要な情報の入手を整理する。

具体的には、未発生期の段階から通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、以下の事項について常時サーベイランスを実施し、体制の確立を図る。

- ・全国的な流行状況
- ・入院患者及び死亡者数の発生動向
- ・流行しているウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）
- ・学校等における感染拡大の兆候

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られているため、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集分析を行う。

具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・町内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、臨床像等の特徴を把握するため、患者の全数把握¹⁴⁾
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化

道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では患者及び入院患者の全数把握は、その意義が低下し、ま

¹²⁾ インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、あくまでも感染拡大を可能な限り抑制するために行われるもの。

¹³⁾ 感染症に対し、調査・監視すること。

¹⁴⁾ 感染症法第 12 条

た、医療現場等の負担も過大となることから、北海道の判断により入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

なお、情報を公開する際には、個人情報に充分留意する。

(3) 情報提供・共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。また、「新型インフルエンザ等に関する相談窓口」を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容にも対応できる体制を整える。

(4) 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する等を目的とし、個人・地域・職場等における感染対策、特定接種・住民接種の実施等のまん延防止対策を行う。

主なまん延防止対策	内 容
個人対策	手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないように外出自粛等といった基本的行動の理解促進を図る。
患者対策	患者数が少ない段階では、新たに接触者を増やさない環境下で、患者を適切に治療する。
接触者対策	日常生活や仕事等により患者と長時間居合わせた濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。
学校・保育施設等の対策	発生の早期から必要な場合には、学校・保育施設等の臨時休業 ¹⁵ を実施するとともに、各学校への入学試験の延期等を要請する。
社会対策	発生の早期から必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

¹⁵ 学校保健安全法第 20 条

(5) 医療

適切な医療の提供により、健康被害を最小限とし、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

(6) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザの発生前にプレパンデミックワクチンを接種すること（以下「事前接種」という。）により、発生後にも一定程度の免疫効果が期待できることから、国によるプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する研究及び事前接種の実施について、その動向を注視する。

未発生期にプレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者、社会機能維持者を対象に接種可能な体制を整えておく。

ワクチンの種類・安定性・接種対象者や接種体制等の具体的な情報について、国の動向を注視する。

(7) 町民生活・町民経済の安定

本人や家族の罹患により、町民生活及び社会機能の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあり、この影響を最小限とできるよう、国・地方公共団体・医療機関・事業者等が連携して対策を講じる。